

島根県管理空港供用規程に基づき 隠岐空港が提供するサービスの内容に関する情報

1 航空旅客取扱施設等の営業（利用）時間

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (1) 航空旅客取扱施設（旅客ターミナルビル） | 8：00～17：00 |
| (2) 航空貨物取扱施設（旅客ターミナルビル内 貨物カウンター） | 9：00～17：00 |
| (3) 航空機給油施設 | 9：00～17：00 |
| (4) 駐車場 | 時間設定なし |

2 空港が提供するサービスに係る施設

- (1) 宅配便
旅客ターミナルビル ロビー内 売店にて取扱い
- (2) 授乳室
旅客ターミナルビル ロビー内
- (3) 飲食店・物販店
 - ・売店 旅客ターミナルビル ロビー内
(営業時間：9：00～16：00、定休日：年中無休)
 - ・喫茶店 旅客ターミナルビル ロビー内
(営業時間：9：30～17：00、定休日：火曜日)
- (4) 喫煙所
 - ・旅客ターミナルビル横 駐輪場付近
 - ※ターミナルビル内では、全面禁煙
- (5) 展望デッキ
 - ・隠岐空港ターミナルビル 屋上（無料）
- (6) 空港が提供するその他のサービス
 - ・AED：旅客ターミナルビル ロビー内 保安検査場入口付近
搭乗待合室内 ウイケット付近
 - ・荷物カート：旅客ターミナルビル バゲージクレーム内 3台
旅客ターミナルビル ロビー内 2台

3 空港の情報

- (1) 空港管理者及び駐車場管理者の氏名、住所及び連絡先

島根県隠岐空港管理所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12

TEL 08512-2-1573

FAX 08512-2-6250

- (2) 航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設事業者の氏名、住所及び連絡先

島根県隠岐空港管理所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12

TEL 08512-2-1573

FAX 08512-2-6250

※チケット等に関する問い合わせ先は(4)を参照のこと。

- (3) 給油施設事業者の氏名、住所及び連絡先

株式会社 一畑トラベルサービス

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12

TEL 08512-2-1457

FAX 08512-2-1576

- (4) 乗入れ航空会社及び路線・ダイヤ

・乗入れ航空会社(定期路線): JAC、J-AIR及びJAL

・路線・ダイヤは航空会社のホームページを参照 <http://www.jal.co.jp>

・国内線予約センター(TEL 0570-025-071)

- (5) 給油施設が提供する燃料の種類

JET A-1

- (6) 着陸料等

着陸料等の金額は別表のア欄に定めるとおり。

ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機の着陸料等の額は、同表のイ欄に定める額とする。

※着陸料等の特例の詳細については、島根県空港条例(昭和40年3月26日島根県条例第19号)及び島根県空港条例施行規則(昭和40年3月26日島根県規則第9号)を参照のこと。

- (7) 旅客取扱施設利用料

設定なし

- (8) 空港アクセス

空港連絡バスあり

詳細については隠岐一畑交通株式会社ホームページを参照

<https://www.ichibata.co.jp/oki/airport.html>

(9) 駐車場

無料、収容台数 188 台

(普通車 185 台(うち思いやり駐車場 4 台)、バス 3 台)

(10) 空港マップ

隠岐空港フロア平面図のとおり

(11) バリアフリー情報

段差の解消、視覚障がい者の誘導用ブロックの設置、障がい者対応型トイレの設置等の移動円滑化を図っている。

(12) 警察機関

空港派出所 (所管 隠岐の島警察署) : 旅客ターミナルビル内

(別表 着陸料等)

種別	金額			
			ア	イ
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額			
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		25トン以下の重量 については、1トン ごとに	1,210円	1,100円
		25トンを超え100 トン以下の重量に ついては、1トンご とに	1,650円	1,500円
		100トンを超え200 トン以下の重量に ついては、1トンご とに	1,870円	1,700円
		200トンを超える重 量については、1ト ンごとに	1,980円	1,800円
		(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値 (当該値に1EPNデシベル未満の端数があ るときは、当該端数は、1EPNデシベルと して計算する。)から83EPNデシベルを減 じた値1EPNデシベルにつき	3,740円	3,400円
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸1回ごとに、航空機の重量を次の各級 に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		(1) 6トン以下の航空機については、当該重 量に対し	1,110円	1,000円
		(2) 6トンを超える航空機		
	6トン以下の重量に ついては、当該重量 に対し	770円	700円	
	6トンを超える重量 については、1トン ごとに	649円	590円	

停留料	停留時間24時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
	(1) 23トン以下の航空機			
		3トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
		3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
		6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに	33円	30円
	(2) 23トンを超える航空機			
		25トン以下の重量については、1トンごとに	99円	90円
		25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	88円	80円
		100トンを超える重量については、1トンごとに	77円	70円